

第 1 号議案から
第 20 号議案まで 令和 2 年度一般会計予算及び特別会計予算

令和 2 年 2 月 5 日 第 5 回 福岡県議会定例会議案 その 1

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
1	令和2年度福岡県一般会計予算	1
2	令和2年度福岡県財政調整基金特別会計予算	21
3	令和2年度福岡県公債管理特別会計予算	23
4	令和2年度福岡県市町村振興基金特別会計予算	27
5	令和2年度福岡県国民健康保険特別会計予算	31
6	令和2年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	37
7	令和2年度福岡県災害救助基金特別会計予算	41
8	令和2年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算	43
9	令和2年度福岡県県営林造成事業特別会計予算	47
10	令和2年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算	51
11	令和2年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	55
12	令和2年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算	59
13	令和2年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算	63
14	令和2年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算	65
15	令和2年度福岡県住宅管理特別会計予算	69
16	令和2年度福岡県病院事業会計予算	73
17	令和2年度福岡県流域下水道事業会計予算	77
18	令和2年度福岡県電気事業会計予算	83

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
19	令和2年度福岡県工業用水道事業会計予算.....	87
20	令和2年度福岡県工業用地造成事業会計予算.....	91

一 般 会 計

第 1 号議案

令和 2 年度福岡県一般会計予算

令和 2 年度福岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,851,724,148 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 税		655,618,226
	1 県 民 税	157,681,800
	2 事 業 税	153,147,065
	3 地 方 消 費 税	214,970,294
	4 不 動 産 取 得 税	17,035,122
	5 県 た ば こ 税	5,899,088
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,034,261
	7 軽 油 引 取 税	39,658,020
	8 自 動 車 税	64,759,437
	9 鉱 区 税	4,519
	10 狩 猟 税	18,282
11 産 業 廃 棄 物 税	185,023	

款	項	金 額
	12 宿 泊 税	1,055,409
	13 旧 法 に よ る 税	169,906
2 地 方 消 費 税 清 算 金		234,452,139
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	234,452,139
3 地 方 譲 与 税		95,900,496
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	91,598,911
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,005,025
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	133,252
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	288,950
	5 森 林 環 境 譲 与 税	136,286
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	738,072
4 地 方 特 例 交 付 金		2,475,208
	1 地 方 特 例 交 付 金	2,475,208
5 地 方 交 付 税		251,858,319

	1 地 方 交 付 税	251,858,319
6 交通安全対策特別交付金		1,211,937
	1 交通安全対策特別交付金	1,211,937
7 分担金及び負担金		7,620,767
	1 分 担 金	185,220
	2 負 担 金	7,435,547
8 使用料及び手数料		17,501,977
	1 使 用 料	9,583,317
	2 手 数 料	7,918,660
9 国 庫 支 出 金		206,090,460
	1 国 庫 負 担 金	97,241,268
	2 国 庫 補 助 金	102,673,181
	3 委 託 金	6,176,011
10 財 産 収 入		2,422,780
	1 財 産 運 用 収 入	1,900,351

款	項	金額
	2 財産売却収入	522,429
11 寄附金		65,177
	1 寄附金	65,177
12 繰入金		21,237,425
	1 特別会計繰入金	3,663,469
	2 基金繰入金	17,573,956
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		132,849,936
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,207,125
	2 県預金利子	3,628
	3 貸付金元利収入	114,090,840
	4 受託事業収入	3,547,696
	5 収益事業収入	5,914,218

	6 利子割精算金収入	21
	7 雑入	8,086,408
15 県債		222,419,300
	1 県債	222,419,300
歳入合計		1,851,724,148

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		3,040,236
	1 議会費	3,040,236
2 総務費		59,622,200
	1 総務管理費	22,376,939
	2 企画費	14,361,969
	3 徴税費	15,695,877
	4 市町村振興費	1,946,339

款	項	金額
	5 選挙費	107,550
	6 防災費	1,446,343
	7 統計調査費	3,087,001
	8 人事委員会費	250,337
	9 監査委員費	349,845
3 保健費		231,931,215
	1 保健企画費	7,436,214
	2 健康対策費	11,167,137
	3 生活衛生費	1,797,484
	4 医薬費	12,996,032
	5 医療介護費	185,543,686
	6 高齢者支援費	12,990,662
4 環境費		3,277,831
	1 環境費	3,277,831

5 生活労働費		169,104,214
	1 県民生活費	9,169,193
	2 福祉企画費	3,486,529
	3 児童家庭費	59,767,308
	4 障がい者福祉費	46,646,401
	5 生活保護費	33,223,942
	6 社会福祉費	10,535,630
	7 労働企画費	1,772,377
	8 職業訓練費	3,935,907
	9 失業対策費	329,674
	10 労働委員会費	237,253
6 農林水産業費		61,581,688
	1 農林水産業企画費	8,193,542
	2 農業費	11,512,581
	3 畜産業費	1,798,595

款	項	金額
	4 農 地 費	17,773,533
	5 林 業 費	14,513,653
	6 水 産 業 費	7,789,784
7 商 工 費		123,146,911
	1 商 業 費	114,498,454
	2 工 鉱 業 費	6,155,047
	3 観 光 費	2,493,410
8 県 土 整 備 費		158,123,945
	1 県 土 整 備 企 画 費	4,070,417
	2 道 路 橋 り よ う 費	64,074,080
	3 河 川 海 岸 費	54,901,213
	4 港 湾 費	3,656,682
	5 都 市 計 画 費	18,595,721
	6 住 宅 費	6,321,173

	7 県営埠頭施設整備費 運 営 事 業 費	2,316,957
	8 水資源対策費	4,187,702
9 警 察 費		128,977,401
	1 警 察 管 理 費	125,198,399
	2 警 察 活 動 費	3,779,002
10 教 育 費		323,168,605
	1 教 育 総 務 費	39,184,066
	2 小 学 校 費	80,641,322
	3 中 学 校 費	46,957,208
	4 高 等 学 校 費	63,379,342
	5 特 別 支 援 学 校 費	20,747,925
	6 社 会 教 育 費	3,748,314
	7 保 健 体 育 費	2,321,939
	8 大 学 費	4,299,400
	9 私 立 学 校 費	58,419,243

款	項	金額
	10 青少年費	3,469,846
11 災害復旧費		18,345,130
	1 農林水産施設災害復旧費	7,932,757
	2 土木施設災害復旧費	10,164,986
	3 庁舎等災害復旧費	247,387
12 公債費		226,470,838
	1 公債費	226,470,838
13 諸支出金		344,733,934
	1 利子割交付金等	344,733,934
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		1,851,724,148

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
県庁舎設備改修費	令和3年度から 令和4年度まで	266,975千円
総合庁舎改修費	令和3年度から 令和5年度まで	393,297千円
総合庁舎設備改修費	令和3年度	178,065千円
単独庁舎改修費	令和3年度	31,876千円
単独庁舎設備改修費	令和3年度	451,574千円
旧消防学校解体費	令和3年度	280,088千円
福岡県エネルギー対策特別融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和2年度から 令和21年度まで	4,800千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
能楽堂整備費	令和3年度	158,452千円
あまぎ水の文化村整備費	令和3年度	67,577千円
アクロス福岡整備費	令和3年度から 令和4年度まで	1,670,840千円
九州芸文館整備費	令和3年度	411,589千円
新・県立美術館設置対策費	令和3年度	27,973千円

事 項	期 間	限 度	額
九州国立博物館整備費	令和3年度		56,845千円
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和2年度から 令和13年度まで	ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。	3,600千円
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和2年度から 令和16年度まで	ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。	2,920,000千円
農業近代化資金利子補給	令和3年度から 令和23年度まで	ただし、令和2年度利子補給対象融資限度額 750,000千円	73,823千円
畜産経営環境調和推進資金利子補給	令和3年度から 令和13年度まで	ただし、令和2年度利子補給対象融資限度額 100,000千円	1,118千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	令和3年度から 令和18年度まで	ただし、令和2年度利子補給対象融資限度額 30,000千円	3,091千円
農林漁業災害対策資金利子補給	令和3年度から 令和8年度まで	ただし、令和2年度利子補給対象融資限度額 85,000千円	1,147千円
農林漁業災害対策資金損失補償	令和2年度から 令和10年度まで		630千円
農業施設等災害復旧資金利子補給	令和3年度から 令和23年度まで	ただし、令和2年度利子補給対象融資限度額 230,000千円	32,017千円
農地利用推進事業損失補償	令和2年度から 令和8年度まで		1,005,126千円
農地中間管理機構条件整備損失補償	令和2年度から 令和12年度まで		111,000千円
大家畜経営再建支援資金利子補給	令和3年度から 令和27年度まで	ただし、令和2年度利子補給対象融資限度額 250,000千円	4,801千円
畜産経営体質強化支援資金利子補給	令和3年度から 令和27年度まで	ただし、令和2年度利子補給対象融資限度額 180,000千円	3,332千円

県営排水対策特別事業費	令和3年度から 令和4年度まで		550,000千円
県営ため池等整備事業費	令和3年度		102,000千円
県営防災ダム事業費	令和3年度から 令和4年度まで		299,400千円
漁業近代化資金利子補給	令和3年度から 令和23年度まで	ただし、令和2年度利子補給対象融資限度額 1,300,000千円	122,354千円
道路維持修繕費	令和3年度		14,950千円
福岡北九州高速道路公社の民間資金の借入れに対する債務保証	令和2年度から 令和22年度まで	建設資金借入金832,500千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の政府資金の借入れに対する債務保証	令和2年度から 令和22年度まで	建設資金借入金832,500千円	
福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、公営企業金融公庫資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証	令和2年度から 令和22年度まで	建設資金借入金6,552,000千円及び利子に相当する額	
福岡県道路公社業務のための民間資金の借入れに対する債務保証	令和2年度から 令和12年度まで	業務資金借入金4,955,352千円及び利子に相当する額	
道路交通安全施設整備費	令和3年度		90,000千円
道路改良費	令和3年度から 令和4年度まで		3,990,000千円
道路改築費	令和3年度から 令和5年度まで		6,000千円
橋りょう架換費	令和3年度		55,000千円
堰堤改良費	令和3年度		444,859千円

事 項	期 間	限 度	額
河川災害復旧等関連緊急事業費	令和3年度		2,809,800千円
公 営 住 宅 建 設 費	令和3年度から 令和4年度まで		2,773,710千円
城南警察署（仮称）整備費	令和3年度		1,670,919千円
中 洲 交 番 整 備 費	令和3年度		58,230千円
東 警 察 署 整 備 費	令和3年度		122,523千円
福岡自動車運転免許試験場整備費	令和3年度		159,320千円
教 育 セ ン タ ー 整 備 費	令和3年度		25,421千円
老 朽 校 舎 改 築 費	令和3年度		3,838,151千円
施 設 充 実 費	令和3年度		1,185,721千円
体 育 館 建 設 費	令和3年度		611,615千円
校 地 整 備 費	令和3年度		393,858千円
学 校 環 境 整 備 費	令和3年度		834,030千円
特別支援学校施設充実費	令和3年度		54,059千円
特別支援学校整備費	令和3年度		43,298千円

体 育 施 設 整 備 費	令和3年度	76,866千円
---------------	-------	----------

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	3,012,400	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は令和2年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和3年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
鉄道整備事業費	18,300			
直轄空港事業負担金	4,436,200			
保健施設整備事業費	2,941,100			
環境施設整備事業費	473,500			
自然公園整備事業費	58,200			
生活労働施設整備事業費	1,931,300			
農林水産施設整備事業費	368,900			
農業事業費	1,626,000			
畜産事業費	97,000			
農地事業費	6,410,900			
造林事業費	38,100			
林道事業費	1,354,600			

林業事業費	126,500			
治山事業費	3,267,500			
水産事業費	2,148,200			
商工施設整備事業費	81,300			
県土整備施設整備事業費	69,700			
河川事業費	20,617,300			
砂防事業費	6,088,700			
海岸事業費	916,900			
港湾事業費	885,800			
福岡北九州高速道路公社 出資	499,500			
都市計画事業費	4,528,600			
道路事業費	35,208,200			
直轄事業負担金	15,607,500			
公営住宅建設事業費	3,589,400			
警察施設整備事業費	4,009,400			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教育施設整備事業費	12,769,700			
災害復旧事業費	4,904,100			
福岡北九州高速道路公社転貸	1,165,500			
退職手当	2,801,000			
臨時財政対策	76,199,000			
調整	4,169,000			
計	222,419,300			

特 別 会 計

第 2 号議案

令和 2 年度福岡県財政調整基金特別会計予算

令和 2 年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,630 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		10,630
	1 財 産 運 用 収 入	10,630
歳 入 合 計		10,630

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		10,630
	1 積 立 金	10,630
歳 出 合 計		10,630

第 3 号議案

令和 2 年度福岡県公債管理特別会計予算

令和 2 年度福岡県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 469,489,725 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		293,457,965
	1 一 般 会 計 繰 入 金	226,425,205
	2 基 金 繰 入 金	67,032,760
2 県 債		173,094,000
	1 県 債	173,094,000
3 財 産 収 入		2,937,760
	1 財 産 運 用 収 入	2,937,760
歳 入 合 計		469,489,725

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		469,489,725
	1 公 債 費	469,489,725
歳 出 合 計		469,489,725

第 4 号議案

令和 2 年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

令和 2 年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,042 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		15,041
	1 諸 収 入	15,041
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		15,042

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 務 費		217
	1 事 務 費	217
2 繰 出 金		14,825
	1 一 般 会 計 繰 出 金	14,825

歳 出 合 計	15,042
---------	--------

第 5 号議案

令和 2 年度福岡県国民健康保険特別会計予算

令和 2 年度福岡県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 467,168,821 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		146,576,259
	1 負担金	146,576,259
2 国庫支出金		151,566,385
	1 国庫負担金	100,719,901
	2 国庫補助金	50,846,484
3 療養給付費等交付金		229,492
	1 療養給付費等交付金	229,492
4 前期高齢者交付金		136,651,296
	1 前期高齢者交付金	136,651,296
5 共同事業交付金		535,271
	1 共同事業交付金	535,271
6 財産収入		8,130

	1 財 産 運 用 収 入	8,130
7 繰 入 金		31,522,587
	1 他 会 計 繰 入 金	31,522,587
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		79,400
	1 貸 付 金 元 利 収 入	79,400
歳 入 合 計		467,168,821

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		97,405
	1 総 務 管 理 費	94,846
	2 運 営 協 議 会 費	1,195
	3 共 同 運 営 事 業 費	1,364

款	項	金 額
2 保険給付費等交付金		376,937,518
	1 保険給付費等交付金	376,937,518
3 後期高齢者支援金等		64,006,092
	1 後期高齢者支援金等	64,006,092
4 前期高齢者納付金等		255,318
	1 前期高齢者納付金等	255,318
5 介護納付金		23,621,641
	1 介護納付金	23,621,641
6 病床転換支援金等		365
	1 病床転換支援金等	365
7 共同事業拠出金		535,730
	1 共同事業拠出金	535,730
8 保健事業費		247,306
	1 保健事業費	247,306

9 基金積立金		87,530
	1 基金積立金	87,530
10 諸支出金		379,916
	1 償還金及び還付加算金	379,916
11 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳出合計		467,168,821

第 6 号議案

令和 2 年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 2 年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 446,132 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		207,043
	1 諸 収 入	207,043
2 繰 入 金		3,629
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,629
3 繰 越 金		235,460
	1 繰 越 金	235,460
歳 入 合 計		446,132

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		446,132
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	446,132

歳 出 合 計	446,132
---------	---------

第 7 号議案

令和 2 年度福岡県災害救助基金特別会計予算

令和 2 年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,273 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,273
	1 財 産 運 用 収 入	1,273
歳 入 合 計		1,273

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		1,273
	1 基 金 積 立 金	1,273
歳 出 合 計		1,273

第 8 号議案

令和 2 年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和 2 年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54,672 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		1,804
	1 一般会計繰入金	1,804
2 繰越金		8,431
	1 繰越金	8,431
3 諸収入		44,437
	1 諸収入	44,437
歳 入 合 計		54,672

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		54,672
	1 就農支援資金貸付事業費	54,672

歳 出 合 計	54,672
---------	--------

第 9 号議案

令和 2 年度福岡県県営林造成事業特別会計予算

令和 2 年度福岡県県営林造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 335,157 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使用料	37
2 国庫支出金		1,500
	1 国庫補助金	1,500
3 財産収入		396
	1 財産売払収入	396
4 繰入金		316,696
	1 一般会計繰入金	316,696
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,727
	1 雑収入	1,727

7 県	債	14,800
	1 県 債	14,800
歳 入 合 計		335,157

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		335,157
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	335,157
歳 出 合 計		335,157

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営林造成事業費	14,800	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和2年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和3年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 10 号議案

令和 2 年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

令和 2 年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100,788 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		768
	1 一 般 会 計 繰 入 金	768
2 繰 越 金		86,584
	1 繰 越 金	86,584
3 諸 収 入		13,436
	1 諸 収 入	13,436
歳 入 合 計		100,788

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費		100,788
	1 林業改善資金助成事業費	100,788

歳 出 合 計	100,788
---------	---------

第 11 号議案

令和 2 年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

令和 2 年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 104,274 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,271
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,271
2 繰 越 金		63,419
	1 繰 越 金	63,419
3 諸 収 入		39,584
	1 諸 収 入	39,584
歳 入 合 計		104,274

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業 費		104,274
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業 費	104,274

歳 出 合 計	104,274
---------	---------

第 12 号議案

令和 2 年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

令和 2 年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,706,767 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		164,593
	1 一般会計繰入金	164,593
2 諸収入		1,219,333
	1 雑入	1,219,333
3 繰越金		322,841
	1 繰越金	322,841
歳入合計		1,706,767

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		487,788
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	487,788

2 公 債 費		1,218,979
	1 公 債 費	1,218,979
歲 出 合 計		1,706,767

第 13 号議案

令和 2 年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 2 年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,189 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,189
	1 財 産 運 用 収 入	1,189
歳 入 合 計		1,189

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		1,189
	1 積 立 金	1,189
歳 出 合 計		1,189

第 14 号議案

令和 2 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

令和 2 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,345,010 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		619,908
	1 使用料	619,908
2 繰入金		2,316,957
	1 一般会計繰入金	2,316,957
3 県債		6,394,400
	1 県債	6,394,400
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,002
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	8,001
6 財産収入		5,742

	1 財 産 運 用 収 入	5,742
歳 入 合 計		9,345,010

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費		4,037,534
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	4,037,534
2 公 債 費		5,307,476
	1 公 債 費	5,307,476
歳 出 合 計		9,345,010

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	4,135,400	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和2年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和3年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 15 号議案

令和 2 年度福岡県住宅管理特別会計予算

令和 2 年度福岡県住宅管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,005,149 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅管理費収入		6,915,489
	1 使 用 料	6,842,478
	2 繰 越 金	66,633
	3 諸 収 入	6,377
	4 財 産 売 払 収 入	1
2 県営住宅敷金管理費収入		89,660
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	89,659
歳 入 合 計		7,005,149

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		6,866,657
	1 県 営 住 宅 管 理 費	6,866,657
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		88,492
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	88,492
3 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		7,005,149

公 營 企 業 会 計

第 16 号議案

令和 2 年度福岡県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度福岡県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|-------------|-------|----------|------|-----------|
| (1) 病 床 数 | (精神病床 | 300 床) | | |
| (2) 患者延人員 | (入院患者 | 94,170 人 | 外来患者 | 38,090 人) |
| (3) 一日平均患者数 | (入院患者 | 258 人 | 外来患者 | 130 人) |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		2,673,932 千円
第 1 項 医業収益		2,239,982 千円
第 2 項 医業外収益		433,353 千円
第 3 項 特別利益		597 千円

支 出

第1款 病院事業費	2,613,602 千円
第1項 医業費用	2,505,939 千円
第2項 医業外費用	103,186 千円
第3項 特別損失	3,477 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 181,217 千円は過年度分損益勘定留保資金 181,217 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	490,959 千円
第1項 企業債	251,000 千円
第2項 負担金	239,959 千円

支 出

第1款 資本的支出	672,176 千円
第1項 建設改良費	309,756 千円
第2項 企業債償還金	362,420 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
精神医療センター 太宰府病院整備費	251,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起債することができる。</p> <p>起債時期は令和2年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和3年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

18,938 千円

令和2年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 17 号議案

令和 2 年度福岡県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度福岡県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 28市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 103,513,847立方メートル |
| (3) 一日平均処理水量 | 283,600立方メートル |
| (4) 主要な建設改良事業 | 流域下水道建設事業 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 流域下水道事業収益		19,525,147 千円
第 1 項 営業収益		9,671,408 千円
第 2 項 営業外収益		9,853,739 千円

支 出

第1款 流域下水道事業費	19,980,877 千円
第1項 営業費用	19,412,088 千円
第2項 営業外費用	496,851 千円
第3項 特別損失	71,938 千円
(資本的収入及び支出)	

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,407,572千円は当年度分損益勘定留保資金1,407,572千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	9,684,452 千円
第1項 企業債	2,775,800 千円
第2項 他会計補助金	322,397 千円
第3項 国庫補助金	4,758,814 千円
第4項 負担金	1,827,441 千円

支 出

第1款 資本的支出	11,092,024 千円
第1項 建設改良費	8,295,119 千円
第2項 企業債償還金	2,796,905 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ958,164千円及び2,576,053千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
御笠川那珂川流域下水道下水汚泥 固形燃料化事業費	令和3年度から令和20年度まで	170,498千円
御笠川那珂川流域下水道建設費	令和3年度	873,000千円
多々良川流域下水道建設費	令和3年度	678,000千円
宝満川流域下水道建設費	令和3年度	264,000千円
筑後川中流右岸流域下水道建設費	令和3年度	298,500千円
遠賀川下流流域下水道建設費	令和3年度	450,000千円
矢部川流域下水道建設費	令和3年度	420,000千円
遠賀川中流流域下水道建設費	令和3年度	489,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	2,420,800	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でない認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和2年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和3年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 流域下水道事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

490,264千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,787,069千円である。

令和2年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 18 号議案

令和 2 年度福岡県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度福岡県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 46,533,000 キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 電気事業収益		535,749 千円
第 1 項 営業収益		526,363 千円
第 2 項 財務収益		631 千円
第 3 項 事業外収益		8,755 千円
	支	出
第 1 款 電気事業費		535,749 千円
第 1 項 営業費用		507,825 千円

第2項 財務費用	911 千円
第3項 事業外費用	22,013 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入		700,000 千円
第1項 他会計貸付金元金収入		700,000 千円
	支	出
第1款 資本的支出		234,446 千円
第1項 建設改良費		220,557 千円
第2項 企業債償還金		8,889 千円
第3項 予備費		5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電設備更新事業費	令和3年度	101,470 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 電気事業費

第1項 営業費用

第3項 事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 181,188千円

(2) 交際費 124千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和2年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 19 号議案

令和 2 年度福岡県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度福岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 64事業所
- (2) 総給水量 42,372,850立方メートル
- (3) 一日平均給水量 116,090立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 工業用水道事業収益		2,098,926 千円
第 1 項 営業収益		1,795,944 千円
第 2 項 営業外収益		302,982 千円
	支	出
第 1 款 工業用水道事業費		1,848,732 千円

第1項 営業費用	1,712,186 千円
第2項 営業外費用	116,546 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額708,955千円は過年度分損益勘定留保資金295,276千円及び繰越利益剰余金処分量413,679千円で補填するものとする。）。)

収 入

第1款 資本的収入	59,391 千円
第1項 負担金	59,391 千円

支 出

第1款 資本的支出	768,346 千円
第1項 建設改良費	478,543 千円
第2項 企業債償還金	279,803 千円
第3項 予備費	10,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 工業用水道事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 238,891千円

(2) 交際費 101千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和2年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 20 号議案

令和 2 年度福岡県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------------------|------|---------------|
| (1) 前原IC南内陸部工業用地造成事業 | 売却土地 | 50,000平方メートル |
| (2) 久留米・うきは内陸部工業用地造成事業 | 売却土地 | 158,000平方メートル |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 造成事業収益			25,536 千円
第 1 項 営業収益			21,291 千円
第 2 項 営業外収益			4,245 千円
	支	出	
第 1 款 造成事業費			151,395 千円
第 1 項 営業費用			151,038 千円

第2項 営業外費用 357 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額691,349千円は過年度分損益勘定留保資金691,349千円で補填するものとする。）。

収	入
第1款 資本的収入	151,000 千円
第1項 工業用地造成事業収入	151,000 千円
支	出
第1款 資本的支出	842,349 千円
第1項 造成事業費	142,349 千円
第2項 他会計借入金償還金	700,000 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
久留米・うきは工業用地造成事業費		令和3年度		98,700		千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、68,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 造成事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	35,668 千円
(2) 交 際 費	127 千円

令和2年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

